

## 個人事業税（県税）について

個人事業税は、一定の事業を営む個人の方に課される県の税金です。原則として、前年中の不動産所得及び事業所得から必要経費及び各種控除額を引いた額に対して課税されます。対象者には8月と11月に金融機関やコンビニエンスストアのほか、スマートフォンアプリなどで納付できる納税通知書を送付します。

また、口座振替もご利用いただけますので、8月中旬までに最寄りの取扱金融機関または各県税事務所にてお申し込みください。詳細は、県税ホームページをご覧ください。

### ＜お問合せ先＞

青森県 下北県税事務所 課税課 ☎0175-22-8581 内線207

## 『不動産を相続した方へ』

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、社会問題となっていることから、これまで任意だった相続登記が、令和6年4月1日から法律上義務化されました。

相続登記の義務化により、これまでの取扱いが次のとおり変更されていますので、該当する方は、早めの相続登記申請をお願いします。

- ① 相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記を法務局に申請する必要があります。
- ② 遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合にも、遺産分割から3年以内に相続登記をする必要があります。
- ③ 令和6年4月1日より前の相続も対象となり、令和6年4月1日より前に相続したことを知った不動産については、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。
- ④ 正当な理由がないのに相続登記をしない場合には、10万円以下の過料が科される可能性があります。

詳しくは、法務省ホームページを確認又は最寄りの法務局（予約制の手続案内を実施中）や登記の専門家である司法書士にご相談ください。

### ◎法務省ホームページ

「不動産を相続した方へ～相続登記・遺産分割を進めましょう～」はこちらQRコードから➡



### ＜問合せ先＞

青森地方法務局むつ支局 ☎0175-23-3202

## 「こどもの人権相談」強化週間

青森地方法務局及び青森県人権擁護委員連合会では、次の強化週間中、平日の話相談時間を延長し、土・日曜日も電話相談を行います。

また、強化週間中、「LINEじんけん相談」も、受付時間を延長して対応します。

相談は無料で、秘密は守ります。ひとりで悩まず、相談してください。

**期間** 8月28日（金）・8月31日（月）～9月3日（木） 8時30分～19時

8月30日（日）～31日（月） 10時～17時

**電話番号** こどもの人権110番 ☎0120-007-110

「LINEじんけん相談」@11neiinkensoudan で検索

（通常は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の8時30分から17時15分まで相談を受け付けています。）

なお、法務省ではインターネット人権相談受付窓口「こどもの人権SOS-eメール」も開設しています。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

## 「働く準備から始めたい方へ！」

一定期間仕事に就けず、なかなか一歩を踏み出せない方へ。専門スタッフが個別に相談をお受けし、就職に向けサポート致します。

「自分にできる仕事かわからない」「働いていない期間が長くなってしまった」など。お気軽にご連絡下さい。お待ちしております。

- ・対象者：15才～49歳の方、又はそのご家族
- ・予約制：無料（第1・3木曜日）

■出張所：むつ市役所庁舎ジョブカフェあおもりサテライトスポットむつ内

### ＜お問合せ先＞

あおもり若者サポートステーション ☎017-775-5301 ※（月）～（土）8時30分～17時15分

